

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越前町は、介護保険事務に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福井県越前町長

## 公表日

平成30年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>越前町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認等に関する事務            ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会及び賦課情報の関係機関への通知等に関する事務            ③減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課等に関する事務            ④要介護・要支援認定管理等に関する事務            ⑤居宅・介護予防サービス計画の届出等に関する事務            ⑥福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い・介護保険高額介護サービス費等の支給申請等に関する事務            ⑦介護保険負担限度額の認定申請等に関する事務            ⑧介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付等に関する事務            ⑨保険料賦課における特別徴収対象者の確認等事務等に関する事務            ⑩保険者の資格記録の管理等事務等に関する事務            ⑪被保険者の受給者及び給付実績の管理等に関する事務            ⑫保険料の徴収及びそれに伴う給付制限等に関する事務            ⑬地域支援事業の実施及び結果の管理等に関する事務</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護保険特定個人情報ファイル 2. 宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)            ・番号法第19条第7号及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項            ・同第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項</p> <p>(情報照会)            ・番号法第19条第7号及び別表第二93、94の項            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長	健康保険課長 安達 俊英
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 総務課 電話:0778-34-8700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場 健康保険課 電話:0778-34-8710

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

